

平成31年2月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成31年2月19日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成31年2月定例会

日 時 平成31年2月19日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 佐 藤 充	2 番 小 林 洋 子
3 番 さとう悦子	4 番 山 岸 真 知 子
5 番 根 岸 聡 彦	6 番 関 田 貢
7 番 中 野 志 乃 夫	8 番 森 田 真 一
9 番 内 野 直 樹	1 0 番 石 黒 照 久
1 1 番 鈴 木 明	1 2 番 比 留 間 朝 幸

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 伊 藤 俊 哉
会 計 管 理 者 小 松 耕 輔	事 務 局 長 村 上 哲 弥
総 務 課 長 谷 川 知 治	業 務 課 長 利 光 良 平
計 画 課 長 伊 藤 智	参 事 (施 設 整 備) 片 山 敬
参 事 (施 設 更 新) 小 暮 与 志 夫	総 務 課 長 補 佐 藤 野 信 一

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1 号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
- 第 4 議案第 2 号 平成 3 0 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算
(第 2 号)
- 第 5 議案第 3 号 平成 3 1 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織す
る市の分担金額について
- 第 6 議案第 4 号 平成 3 1 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

午前9時30分 開議

○議長【関田貢】 皆様、おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして9時30分といたしましたのでご了承願います。

また、議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

3番 さとう悦子議員

8番 森田真一議員

1 1 番 鈴木明議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【関田貢】 日程第3、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程をされました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の給与の改定につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正を提案させていただくものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1点目として、給料表の改定でございます。東京都に準じ、初任給を引き上げるために、給料表の初任層を引き上げるものでございます。初任給の引き上げによる人件費の増加につきましては、現在のところ予定はございません。

第2点目として、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。平成31年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を、4.50月から4.60月とするものでございます。なお、平成30年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。

再任用職員につきましても、同様に、平成31年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げ、年間の期末・勤

勤勉手当の支給月数を、2.35月から2.40月とし、平成30年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を、0.05月分引き上げるものでございます。

この勤勉手当の支給月数の引き上げによる人件費の増加につきましては、おおむね80万円を見込んでおります。また、平成31年度以降の期末手当につきまして、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了解を得ているところでございます。

施行期日につきましては、勤勉手当の支給月数の改定は公布の日を、その他の改定は本年4月1日を予定いたしております。なお、勤勉手当の支給月数の改定は平成30年12月1日に遡及して適用するものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○9番【内野直樹】 影響額が80万ほどという説明がありましたけれども、これによって手当とか報酬が下がるというような職員さんがいらっしゃるのかどうか、1点伺います。武蔵村山でも、初任給を引き上げて期末手当を夏と冬とならずという中身の給与改定がなされているんですけれども、初任給は上がったけれども、3カ月未満に満たない方とかの場合は満額支給じゃなかったりする関係で、ならされてしまうと、トータルでもらえる額が減ってしまうということが、以前、議会で議論になったもので、ちょっとその確認です。

○総務課長【谷川知治】 ただいまの件、支給月数を均等に配分という関係で、確かに初任者がいますと支給月数に影響は出てこようかと思っておりますけれども、現状、来年度当初での組合固有職員の採用というのは予定がもうございませんので、影響としては生じないと考えてございます。

以上でございます。

○9番【内野直樹】 現状はいいということなんですけれども、今後はあり得るという認識でよろしいですか。

○総務課長【谷川知治】 初任者についての6月期の期末勤勉手当の支給月数の計算、現状してございませんけれども、今後、組合で新任職員を採用ということになれば影響は出てき得るかとは考えてございます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第3 議案第1号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)

○議長【関田貢】 日程第4、議案第2号「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程をされました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,001万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,989万9,000円とするものでございます。

また、3市共同資源物処理施設整備工事及び同工事の工事監理業務委託につきまして、繰越明許費を設定するほか、地方債につきましても補正するものでございます。

補正の内容につきましては事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 平成30年度一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,001万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,989万9,000円とするものでございます。

ページを2枚おめくりください。左側のページ、繰越明許費でございますが、資源物中間処理施設について、昨年度の1月に地中から出てまいりました障害物の除去に3週間ほどの期間を要し、工事の進捗におくれを生じました。その

後、本年度中の竣工に向けて工事を進めてまいりましたが、工事の進捗のおくれを取り戻すことができなかつたため、工期を1カ月延長するものとし、4月当初から資源物を投入しての試運転を行い、4月末の竣工といたします。このことに合わせまして、3市共同資源物処理施設整備工事及び同工事の工事監理業務委託について繰越明許費を設定するものでございます。

次に、右側のページ、地方債補正でございますが、3市共同資源物処理施設整備事業につきましては、工期延長に係る分について、起債の繰り越しができないことなどにより、限度額を減額するものでございます。不燃・粗大ごみ処理施設整備事業につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象事業費の増により、限度額を減額するものでございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ・5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして説明いたします。

3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金でございます。不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に係る交付金対象事業費の増に伴い、循環型社会形成推進交付金を増額するものでございます。

4款、財産収入、1項1目、利子及び配当金でございます。主に定期預金による運用益があつたことにより、増額するものでございます。

次に、5款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は、主に後ほど説明いたします歳出の減に伴い、減額するものでございます。

同項2目、職員退職手当基金繰入金は、退職手当条例の改正に伴い、支給額が減となりますことから、繰入金を減額するものでございます。

同項3目、施設整備基金繰入金は、資源物中間処理施設の工期延長に係る分について、起債にかえる財源として施設整備基金を繰り入れることなどにより増額するものでございます。

次に、7款、諸収入、2項1目、雑入は、アルミ等の資源売り払いにおいて、

鉄くず等で見込みを上回った単価で売却できたこと、及び放射能測定に要した費用の東京電力からの賠償金などによる増額でございます。

8 款、組合債は、後ほど、地方債補正について説明申し上げましたとおり、減額するものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。

初めに、2 款、総務費でございます。1 項 1 目、一般管理費のうち、1 節、報酬は、嘱託職員の時間外勤務が見込みより減となったことにより、減額するものでございます。

2 節、給料、3 節、職員手当等、及び 4 節、共済費は、職員の異動等による変動分を精査したことなどに伴うものでございます。

8 節、報償費は、外部講師を招いて行う職員向けの研修事業の実施がなかったことにより、減額するものでございます。

9 節、旅費は、職員の出張が見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。

1 1 節、需用費は、組合の例規類集の加除が少なかったこと、職員に貸与する作業着等の被服の購入が少なかったことにより、消耗品費を減額するものでございます。

1 3 節、委託料は、健康診断等委託では 2 次健診受診者の減により、広報紙業務委託及び施設等維持管理委託は契約差金が生じたなどにより、減額するものでございます。

1 4 節、使用料及び賃借料は、コピー機の使用料について、使用実績が見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。

同項 2 目、財産管理費、2 5 節、積立金につきましては、歳入で説明いたしました運用益の増により、それぞれ増額するものでございます。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。1項1目、塵芥処理総務費、19節、負担金、補助及び交付金につきましては、外部で行われる研修への参加が見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。

同項2目、塵芥処理維持管理費でございます。11節、需用費では、薬品油脂類で、主に焼却灰の処理に使用するキレート剤の購入単価が見込みを下回ったこと、電気料金で、燃料調整費がマイナスで推移してきていることなどから、それぞれ減額するものでございます。

8ページ、9ページの13節、委託料では、資源物中間処理施設の工期延長に伴い、試運転期間の運転委託及び残渣の運搬委託を減額するほか、契約差金が生じたことによる減額をするものでございます。

16節、原材料費及び18節、備品購入費は、契約差金が生じたことにより、減額するものでございます。

27節、公課費は、排ガス中に含まれる硫黄酸化物の量が見込みより減となったことによる減額でございます。

2項1目、塵芥処理場建設費でございます。8節、謝礼は、外部から講師を招いて実施する説明会等の謝礼につきまして、実施の見込みがないことから減額するものでございます。

13節、委託料でございます。資源物中間処理施設の整備につきましては、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を終了し、昨年12月から資源物中間処理施設運営連絡会を発足しておりますところ、これに関連しまして、施設周辺向け広報紙の発行を当初見込みの2回から1回にしたこと、委託して行う会議録の作成がなくなったこと、また、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事、工事監理委託業務で契約差金が生じたことにより、減額するものでございます。

4款、公債費は、平成28年度に借り入れた起債において、当初、借入利率0.2%を見込んでおりましたところ、一部、これを下回る0.07%となった

ことなどに伴う減額でございます。

次の10ページから12ページにかけては、給与費明細書及び地方債の調書でございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

○8番【森田真一】 私は、第2号議案、平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）の議案に対して賛成の立場で討論いたします。

この3市共同資源物処理施設については、私ども、後ほどまた考えを述べさせていただきたいと思うんですが、ただ、この工事延長の理由については、一つは事業者はその責めがないということ、それから、適切な工期と予算を確保しなければ、工事の進行上、安全等々でも重大な影響を及ぼすのではないかと考えますので、この議案について賛成をいたします。

以上です。

○議長【関田貢】 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第4、議案第2号「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求め

ます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 平成31年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金について

日程第6 議案第4号 平成31年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【関田貢】 日程第5、議案第3号「平成31年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金について」及び日程第6、議案第4号「平成31年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上2件については、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号及び議案第4号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、既存のごみ処理施設と、来年度から稼働をいたします資源物中間処理施設の適正かつ計画的な運転・維持管理に努め、効率的で安定したごみと資源物の処理を図りますとともに、3市の市民の皆様が将来にわたって安心して衛生的な生活を送ることができるよう、ごみ処理施設の更新を着実に進めてまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

平成31年度の予算総額は41億5,000万円でございます。分担金につき

ましては、平成30年度と比較しまして、1億2,000万円多い18億4,000万円のご負担をお願いするものでございます。また、新たに新ごみ処理施設整備運営の債務負担行為の設定をするものでございます。

具体的な内容につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、平成31年度一般会計予算の内容につきまして説明いたします。

予算の編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、最少の経費で最大の効果をもたらせるよう、予算編成を行ったところでございます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項にございますとおり、引き続き関係法令を遵守し、効率的かつ安定的に受け入れたごみ及び資源物の処理を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき、施設の計画的な維持管理を行ってまいります。また、あらゆる機会を通じ、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成31年度主要工事等でございますが、既存施設につきましては、定期的な補修工事に加え、平成32年度中に3号ごみ焼却施設を廃止することを見据え、4・5号ごみ焼却施設の補修工事を一部前倒しして実施いたします。また、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事、ごみ焼却施設の発注支援業務委託、(仮称)新ごみ焼却施設の整備に向けた小平市道第A-3号線移設工事などを予定しております。

次に、2ページをごらんください。組織市3市から組合へのごみ・資源物の

搬入量の見込み量でございます。31年度は、可燃ごみが計5万7,365トン、不燃・粗大ごみが計6,509トン、これが合計で6万3,874トンを見込んでおります。前年度の当初予算時と比べ、5,855トン少なくなっております。

資源物につきましては、容リプラ、その他プラスチック製容器包装が計3,663トン、ペットボトルが計974トン、これら合計で4,637トンを見込んでおります。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の平成31年度算出資料でございます。

分担金は、塵芥処理等分としまして、運営経費と施設整備基金積立分を、10%を3市均等に、90%を平成29年度のごみ搬入量に応じて3市で按分した金額としております。

また、来年度に稼働いたします資源物中間処理施設の運営経費につきましては、新たに資源物処理分といたしまして、10%を3市均等に、90%を平成31年度の資源物計画搬入量に応じて3市で按分した金額としております。

なお、「精算額」の欄がございますが、こちらは、平成31年度の実績搬入量が確定いたしました後、その数値をもって分担金の再計算を行い、平成33年度の分担金の算出の際に精算すること、また、平成31年度の容器包装リサイクル協会からの拠出金を3市の投入実績に応じて按分して、平成33年度の分担金から控除することを予定して設けた欄でございます。このため、この欄に金額が入ってまいりますのは、平成33年度の分担金の算出以降となります。

平成31年度の分担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分をあわせまして、一番右下の欄でございますとおり、18億4,000万円をお願いするものでございます。平成30年度と比較すると1億2,000万円の増となっております。

それでは、予算書に沿いまして内容を説明いたします。

予算書の表紙をおめくりください。議案第4号の第1条に記載のとおり、平成31年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ41億5,000万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして3億3,000万円の増額でございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為でございます。(仮称)新ごみ焼却施設の建設、既存ごみ処理施設の解体、及び平成57年度までの(仮称)新ごみ焼却施設等の運営を内容といたします新ごみ処理施設整備運営の債務負担行為を設定するものでございます。こちらは、平成31年度予算では歳出予算はございませんが、来年度に同事業の入札公告を行うことを予定しておりますことから、平成32年度以降の債務負担行為として設定をするものでございます。

右のページをごらんください。第3表、地方債でございます。不燃・粗大ごみ処理施設整備事業で借入れを予定してございます。

ページを5枚おめくりいただき、4ページ・5ページをお開きください。歳入でございます。

1款、分担金及び負担金につきましては、先ほど説明申し上げたとおりです。

2款、使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱等の使用料でございます。

3款、国庫支出金でございます。不燃・粗大ごみ処理施設整備工事等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4款、財産収入は、基金に対する運用益の見込み額を計上いたしました。

5款、繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、歳出予算総額から分担金などの一般財源及び国庫支出金などの特定財源を除いた財源の繰り入れをするものでございます。

施設整備基金繰入金は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事費及び同工事の工

事監理委託費に充当するものでございます。

6 款、繰越金は、前年度と同額の 2,000 万円でございます。

7 款、諸収入でございます。1 項 1 目、組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。

2 項 1 目、雑入は、鉄、アルミなどの金属類の売り払いなどを見込んでおります。なお、容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では計上しておりません。補正予算によって対応いたします。

8 款、組合債でございます。不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に係る起債でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款、議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、隔年で実施しております行政視察の旅費等を計上してございます。

2 款、総務費でございます。1 項 1 目、一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。

1 節、報酬は、公務災害補償等審査会、行政不服審査会の委員及び嘱託職員に対する報酬でございます。

2 節、給料は、特別職 4 人、一般職 20 人の給料でございます。平成 31 年度におきましては、ごみ焼却施設の更新期間中、平成 32 年度以降の他団体へのごみ処理広域支援の調整等に係る業務量の増に対応するため、一般職 1 人を増とする予算としております。

3 節、職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。

8 ページ・9 ページにわたる 4 節、共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

8 節、報償費には、嘱託職員退職報償金、功労者表彰の記念品代及び研修会

講師謝礼を計上いたしました。

9 節、旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。

10 節、交際費は、昨年度と同額でございます。

11 節、需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

12 節、役務費は、インターネット使用料及び施設見学時の傷害保険料でございます。

13 節、委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。

14 節、使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

18 節、備品購入費は、事務用ファイリングキャビネットを購入するものでございます。

次の10ページ、11ページにかけまして、19 節、負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

2 目、財産管理費でございます。1 節、報酬は、ごみ焼却施設整備に係る事業者選定審議会委員に対する報酬でございます。

11 節、需用費は、車両の燃料費及び各種設備や車両の修繕料などがございます。

12 節、役務費は、郵便料・電話料、建物総合損害保険料などがございます。

14 節、使用料及び賃借料は、小平市及び東大和市にお支払いする土地借上料などがございます。土地借上料につきましては、これまで両市から2分の1の

減額などをしていただいておりますが、後ほど説明いたします地域環境対策負担金の廃止にかえる形で減免措置等を取りやめることとなったものでございます。

18節、備品購入費は、資源物中間処理施設の稼働に伴い、職員が施設と往來するための手段とすること、今後のごみ処理広域支援に係る他団体との調整のための移動手段とすることなどを目的として、自動車1台を購入するものでございます。

25節、積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有職員給料の8%相当分を、財政調整基金は、平成30年度歳計剰余金見込み額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては、1億5,300万円を、それぞれ基金の運用益とあわせ、積み立てをいたします。

27節、公課費は、自動車重量税等でございます。

12ページ・13ページにかけまして、2目、公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目、監査委員費には、監査委員の報酬及び所要の経費を計上いたしました。

3項1目、余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。

8節、報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。

11節、需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。

12節、役務費は、電話料及び建物総合損害保険料等の保険料でございます。

13節、委託料は、施設の管理や警備及び水質検査に要する費用でございます。

14節、使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

1 5 節、工事請負費は、足湯に日よけ棚を設置するものでございます。

次に、3 款、塵芥処理場費でございます。1 項 1 目、塵芥処理総務費、9 節、旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。

1 2 節、役務費は、東京都公害防止管理者登録手数料でございます。

1 4 節、使用料及び賃借料は、資源物の売却先立ち入り検査等に係る有料道路通行料でございます。

1 4 ページ・1 5 ページにわたる 1 9 節、負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。

なお、平成 3 0 年度まで計上しておりました地域環境対策負担金は皆減してございます。この理由についてでございますが、今年度、資源物中間処理施設の稼働に伴う東大和市への地域環境対策負担金の創設と、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備に当たっての用地拡張に伴う小平市への地域環境対策負担金の拡充について、組織市 3 市及び組合において協議したところでございます。しかしながら、地域環境対策負担金の必要性は認められるものの、施設の規模、処理の性質等、さまざまな要因がある中で、両市にとって適当と認められる額の設定が困難であるとの認識に至りました。

このことから、土地使用料について、先ほど説明申し上げましたとおり、「小平市及び東大和市において増となる土地使用料収入については、これまでの地域環境対策負担金の主旨を尊重し、できる限り両施設の周辺環境の整備の充実に充てるよう、両市において配慮するものとする」ことをもって、地域環境対策負担金としては平成 3 0 年度限りで廃止することとなったものでございます。

2 目、塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

1 1 節、需用費では、排ガス・焼却灰の処理等に必要な薬品油脂類、施設の運転に係る電気料金、施設の修繕料などでございます。

12節、役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料及びごみクレーンの法定検査料などでございます。

13節、委託料でございます。参考資料の12ページ下段から14ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などのほか、平成30年度から実施しております現在の粗大ごみ処理施設の不燃残渣の資源化につきましても計上しております。

施設等維持管理委託は、焼却施設などのプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

予算書では16ページ、17ページ上段、15節、工事請負費でございます。参考資料の14ページに詳細を記載してございます。

焼却施設では、焼却設備の定期補修のほか、3号ごみ焼却施設は平成32年度までの稼働に必要な補修を、4・5号ごみ焼却施設は、平成37年度までの稼働を見込み、それまでの期間に必要な維持補修を行います。

その他共通工事では、緊急性を要する故障が発生した際に迅速な対応を行うための経費等を計上いたしました。

また予算書に戻りまして、16ページ、17ページ上段の16節、原材料費では、焼却炉のストーカ部品及び粗大ごみ処理施設の破砕機の部品などを購入するものでございます。

18節、備品購入費は、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う各種什器類などを購入するものでございます。

27節、公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するのでございます。

次に、3目、資源物処理維持管理費でございます。この目は、資源物中間処理施設が稼働することに伴いまして、同施設の運営に要する経費を計上する区

分として新たに設けるものでございます。参考資料の15ページから17ページに詳細を記載してございますので、あわせてごらんください。

11節、需用費は、臭気対策、VOC脱臭等に要する薬品類、選別した資源物の梱包に必要なバンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費等を計上しております。

12節、役務費は、建物総合損害保険料等でございます。

13節、委託料は、プラント運転、残渣の運搬、環境測定、各種機器の保守点検に要する経費でございます。

予算書18ページ、19ページの14節、使用料及び賃借料は、コピー機等の借上料でございます。

続きまして、2項1目、塵芥処理場建設費でございます。8節、報償費は、市民説明会開催時における手話通訳者への謝礼でございます。

9節、旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。

11節、需用費は、事業用消耗品等でございます。

12節、役務費は、(仮称)新ごみ焼却施設の整備に係る東京電力への特別高圧線の接続に係る検討料でございます。

13節、委託料は、ごみ焼却施設整備に係る各種調査・支援、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の工事監理業務委託でございます。また、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の竣工に伴う式典の会場設営等委託料を計上いたしました。

14節、使用料及び賃借料は、工場検査に際してのタクシー代でございます。

15節、工事請負費は、平成32年度の稼働を目指して現在も進めております不燃・粗大ごみ処理施設整備工事、(仮称)新ごみ焼却施設の整備に向けて、今後発注いたします小平市道第A-3号線移設工事でございます。

19節、負担金、補助及び交付金は、小平市道第A-3号線の移設に伴う水道管の移設については、東京都水道局にお願いすることとなりますことから、

負担金として東京都にお支払いをするものでございます。

4款、公債費でございます。1項2目、利子は、3市共同資源物処理施設整備工事及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に伴う起債の利子の償還でございます。

5款、予備費には、1,853万8,000円を計上いたしました。

20ページから25ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

26ページ・27ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

28ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が、平成31年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた平成31年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○3番【さとう悦子】 では、2点、お尋ねいたします。歳出のほうですけれども、6ページの2-1-1の一般管理費ですけれども、先ほど給料のところ、1人増の予定だということだったんですけれども、この歳出の予算を見ると、前年度に比べると減っているんですが、この減の理由を教えてください。

それともう一つが、12ページの2-3-1の余熱利用の施設のところなんです、委託料で、前年から188万円ぐらい上がっているかなと思うんですが、何か特別なことをなさるのかどうかというところを教えてください。

以上2点です。

○総務課長【谷川知治】 1点目は一般管理費の給料の件でよろしかったですでしょうか。

○3番【さとう悦子】 全体のこと。

○総務課長【谷川知治】 一般管理費全体で申し上げますと、大きな理由とい
たしまして、31年度で定年に達する者がおりませんので、退職手当、前年度、
計上しておりましたものが31年度予算においては皆減しているというもので
ございます。

以上でございます。

○計画課長【伊藤智】 ただいま余熱施設の関係、足湯の関係、委託料の増の
ことの質疑がございました。こちら、特に前年と変わりはないんですが、施設
の管理業務、こちらのほうが、単価の増と、あとは消費税の関係、こちらで増
額となったということでございます。

以上です。

○3番【さとう悦子】 ありがとうございます。

○9番【内野直樹】 予算書の10ページ、2款1項2目、財産管理費の使用
料及び賃借料の土地の借上料の問題、あとは、関連すると、次のページの負担
金のところ、ここは、今回、皆減されたという、地域環境負担金がなくなって、
土地の借上料の件だということで、この間、説明がなされているところなんで
すけれども、先ほどの村上さんのお話の中で、地域の中島町と、新たに桜が丘
の住民の方には大変負担を強いている部分かなというふうに思うんですけれど
も、そこの周辺環境整備になるべく使ってほしいというお願いという形で報告
がされていたかなと思うんですけれども、この使ってほしいという考え方につ
いて伺いますけれども、これまで中島町では、地域環境負担金が毎年
2,100万円前後支給されていたわけですが、この部分というのは、そ
の小平市全体の周辺環境整備に上乗せで2,100万円使ってほしいという考
え方なのか、それとも周辺環境整備の中で2,100万円入れるから、ほかと同
じぐらいの扱いで使ってくださいという考え方なのか、そこら辺、どうなのか
確認します。

私としては、中島町の皆さんに負担をお願いしている分であるので、小平市のことではありますけれども、中島町の方は上乗せして、2,100万円、周辺環境に使ってほしいなという気持ちがあるものです。それが新たに廃止をされて、土地の借上料に移行した場合というのが、今度は桜が丘のことも含めて、そういう上乗せとして周辺環境の対策をしてほしいなという要望もありますので、その確認です。

もう一つは、この間、2,100万円、この負担金があらわれている中で、この組合議会として一体どういう使われ方をしているのかという確認ができるものなのかどうか、そこら辺を伺います。

もう一つは、予算書でいくと26ページのところで、債務負担行為のところで、新ごみ焼却施設の限度額が468億円ということで、この間、説明がやはりあったわけですが、中身を聞いてみると、近隣で同じような処理量の施設で大体どれぐらいかかっているのかという平均をとって計算をされたというような説明を受けているんですけれども、この中島町の、今、建っているところ、土地の問題、周辺の環境の問題ということで、他の地域よりは解体撤去、また新しく建設するという部分では、より費用がかかるのではないかという議論がされてきているわけですが、近隣の施設で同じ容量のもので平均をとった部分に、さらにそういう部分の計算がされているのかどうか。限度額が468億円ということで出されるわけですが、オリンピックが近づくとともに材料代とかが高騰していくことを考えると、これがますます上がっていく可能性もあるのかなということも含めて、ここら辺、もう少し正確に根拠を教えてくださいなと思います。

○業務課長【利光良平】 まず地域環境対策負担金のことをございますけれども、組合といたしましては、平成30年度まで2,100万円ということで、小平市のほうへということをございましたけれども、毎年、具体的な案件がある

ということではないんですけれども、中島町周辺の生活環境の改善に活用していただいているという認識でございます。

○総務課長【谷川知治】 今後、土地の借上料の使われ方を議会として確認できるかという点につきまして、土地の借上料という性質のものでもございますので、直接、組合として、組織市からどういう使われ方をしたかという形で確認を得るということは難しいかなというふうには考えております。

ただ、これまでの小平市の地域環境対策負担金につきましては、毎年決まって大きな事業があるというわけではありませんけれども、数年前に、組合の前の道路の舗装の打ちかえを年度途中であってもやっていたりですとか、あるいは、目に見えた経費という形ではなかなか見えてはきづらいところもありますけれども、住民の方からの要望を受けて、それを小平市にお伝えして、道路のくぼみを補修していただいたりというようなこともありましたので、今後、組合に対してそういう要望が寄せられましたら、組織市にはまたそれをお伝えして、対応をお願いしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 私のほうから、新ごみ処理施設整備事業、新しい焼却施設の建設事業費に関することについてお答えをさせていただきます。

今回の事業費の算定に当たりましては、まず、廃棄物処理施設全般に言えることではございますけれども、図面発注方式ということではなくて性能発注方式であるということから、設計から含めて業務範囲となっております。こういった観点から、図面から部材を拾い上げて積み上げていくといったような方法については困難である関係から、建設費につきましては、他の自治体の実績等をもとに算出をするというやり方をしております。今回の組合の算定の仕方も、直近の同規模、似ているところの規模の焼却施設の実績をもちまして、そこか

ら算定をしているということになりますけれども、それぞれの工場、その場所によって、工事のやり方の困難性は出てくるかなというふうに考えておりますけれども、やはり最近の実績をもとに行っていくというところ、組合としてもそこをもとに算出をしていきたいというふうに考えております。

これからオリンピックがありますし、材料等のことも考えられるところがございますけれども、こういった一方で、見積もりも事業者のほうから徴取しております。その見積もりとの比較もしながら算出しております。

新ごみ焼却施設の建設に関しましては、実績をもとに算出しております。難しい工事があるかもしれませんが、そこは事業者の創意工夫で行っていただきたいという考えもございます。

そのほか、解体と運営につきましては、それぞれの事情は違ってきます、規模も違ってきますので、そういったものに関しましては、徴取した見積もりを、先ほど組合のほうで算定しました建設の事業費と見比べながら、そこも参考に組合の事業費のほうを算定しております。

こういった関係で、現在の現時点におきましては、そういった実勢価格を踏まえます中では、組合としては妥当な事業費であるというふうに考えております。

以上です。

○9番【内野直樹】 最初のところからよくわからなかったんですけれども、組合の考え方として、この地域環境負担金の考え方ですけれども、従来の考え方というのは、ほかの地域よりも手厚く中島町の周辺環境整備に使ってほしいなという思いなのか、そこまで考えていないのか、そこら辺は、今、全然お答えなかったかなと思うんですけれども、どうなんですか。

○業務課長【利光良平】 地域環境対策負担金ですけれども、中島町区域内を特に管理分として按分をしていただいた分の負担ということで考えてございま

す。

○9番【内野直樹】 じゃあ、按分ということで、上乘せではないということ。

○事務局長【村上哲弥】 なかなか表現が難しいのですが、ただ、このA-1号線には、毎日、月曜日から金曜日まで、パッカー車等、多くの車両が出入するわけですので、そこにつきましても、道路の傷みも、他の地域よりもあると思います。あるいは、こういうところだからこそ、組合といたしまして、また市といたしましても、環境についてはより配慮していきたいという気持ちはございます。

ただ、ここだけが環境がよく整備されているかという点、そうではなく、全体の中で、この環境について、より迅速に、何かあれば対応していきたいと、そういう意味合いではないかと考えております。

以上です。

○9番【内野直樹】 ちょっとわかりづらいというか、道路の傷みというのは明確かなとは思いますが、周辺環境整備って、緑地の保全であったりとか、公園とか、快適に過ごしていただくというところも含めてだというのはこれまで説明があったんですけれども、やり取りをしていくと、どうも、道路の補修をよくやっていますというような話ばかりが出てきていて、私としては、いろいろな面でご負担をかけている中島町に手厚くやってもらいたかったなというのがありますし、話を戻すと、それがなくなって、土地の分担金の見直しということで、ある意味で手打ちをしたというところで、使用目的が、ある意味で、より曖昧というか、その行政区に委ねられてしまう部分もあるなというところもあって、これは、2市の管理者の方がおられますので、要望ということでおきますけれども、特に施設が建つ桜が丘とかも、今ある中島町の部分に特段の配慮をしていただきたいなということを要望しておきます。

最後の新ごみ焼却施設のところもよくわからなかったのは、私の聞き方も悪

かったなと思っているんですけども、近隣で行った実績を平均化して計算したものだということの説明はあったんですけども、その中に、この中島町特有の解体撤去の難しさとか、今あるものを生かしながら建てていく難しさということの費用負担分は計算されているのかされていないのかというところを、もう一回、お願いします。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 狭いところで、しかも運営をしながら事業を進めていくというところで、すごく難しい点はございますけれども、先ほどの事業費の算定の中では、新しくつくるほうは近隣の実績をもとに算出しておりますけれども、解体費につきましては別に算出してございまして、こちらにつきましては、事業者から出てきております見積もりを精査した中で算出しておりますので、その中に、そういった難しい進め方とか、ここの特有の内容については算入されているというふうに考えておりますので、そこから事業費のほうは設定できているかなというふうに思います。

以上です。

○9番【内野直樹】 解体は別だよというのはよくわかりました。建設に関しては、じゃあ、それも含めて性能発注という認識なんですか。それとも、それとは違う考え方なんですか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 性能発注の中に、まあ、つくっていくところはちょっとクローズアップされるんですけども、やはり現場、工場をつくり上げていくには、基礎のところから、特に焼却施設は深いごみピット等がありますので、そういった掘削のところからも含めた事業費となっておりますので、そういったところも勘案されているという中に見積もり費用になっていると考えております。

以上でございます。

○9番【内野直樹】 もうこれで終わりますけれども、何かちょっと腑に落ち

ないというか、ちょっと不明確な部分があるなというふうな……。その近隣の実績に応じて計算をすと言っておるけれども、この中島町のいろいろな環境の制限だったり、高さ制限だったり、今、建っている中での土地の、どうやって活用するかというところが今回の限度額の計算の中にどう組み込まれているのか、いまいちよくわからないし、今の説明以外の問題でも、これから資材等の高騰とかということも含めると、この限度額というのは変化するものなのかどうなのか、そこら辺を伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 今、この場でお示ししている総事業費については構成として二つありまして、内訳としてですね、一つは施設の建設費、もう一つは解体費と、この二つに分けて算定しております。1番目の工事費、新しい施設をつくる工事費については、小暮が申しましたように、他施設の、類似施設の状況、そちらを加味しながら設定をしているということ。

それから解体費、私どもの施設の特殊事情と申しますか、解体しながら切り回しをしてつくっていく、この部分で経費増になるのではないかというご指摘だと思っておりますけれども、その部分については、基本的に、見積もりをお願いして、業者さんの提案に基づいて積算をしているところです。

業者さんの積算の前提として、現状の施設、敷地内も見学していただいて、そちらをもとに見積もりいただいておりますので、私どもの特殊事情による建設費の部分については、総体では解体費のほうに上乘せ——上乘せと申しますが、算定されているというふうに考えてございます。

それから今後ですけれども、今後の傾向につきましては、発注時期が近くなっておりますので、この設定の中で事業費を定めまして契約できるものと考えてございます。

以上です。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 先ほどにつけ加えさせていただきますけれ

ども、今回、性能発注をしていくわけですけれども、今回は解体も含めて今回の事業に含んでおりますので、解体の仕方、それから建設の進め方、それからその後の、実際にはどういう動線といいますか、運搬車両をどう通すのか、それから、最終的なこの工場の緑地とか全体整備について、そこまで含めた形で性能発注というか、事業者のほうで考えていくというような内容の事業になっております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 よろしゅうございますか。

ほかに質疑ございませんか。森田議員。

○8番【森田真一】 内野議員の質問を伺っていて、私も今のご回答を聞けば聞くほど心配になってくるというところがあるんですけども、土地借上料のことに重なりますけれども、東大和で言えば、事前の説明資料でもいただきましたけれども、1,300万円ほどの増額をして、これを周辺環境の整備に充てられるように両市において配慮すると、こういうご説明になっているんですけども、そうは言いながらも、実際にそれがそういう形で使われるのかというと、それは、少なくとも衛生組合からは担保しがたいと、理事者において、東大和でということでお話を伺ったところです。

そうしますと、この間の3市共同資源物処理施設の建設に当たっては、住民の皆さんとなかなか理解のすり合わせが困難な中で進められてきた事業だということもあり、最後の、この周辺環境の整備に必要な財源を充てるということが、住民から見たら頼みの綱だという面はあるかと思うんですね。ところが、いざそれが、住民の立場からここにこういう整備をしてほしいということになると、それは市の判断だから関与できませんということになれば、現実には、住民の皆さんが何か具体的にやってほしいということは実現する担保は何もないということになりますので、非常に不安に思います。

改めて確認しますけれども、この増額分については、衛生組合からは、こういう使い方をしてくださいとかいうようなことは、その都度その都度で具体的な指示というか、要請とかというようなことはできない、または住民から衛生組合に対してこういうことをやってくださいというようにすることは受けとめられないという理解でよろしいのでしょうか。

○業務課長【利光良平】 この地域環境対策負担金のあるなしにかかわらず、私どものような工場を操業する立場といたしまして、周辺住民の方あつての工場でございます。ですので、周辺の住民の方から、工場の中そのものことではない、例えば周辺の道路、緑地等のご要望を受けることも、実際に、ございましたけれども、今後もありました場合には、私どものほうで1回受けとめた上で、例えば市でありますとか、この辺は、東京都の管理の場所等も結構ございますので、東京都とか、そういったところへ要望をしていくというような姿勢でまいりたいと思います。

以上です。

○8番【森田真一】 ぜひそのところは努力をお願いしたいというふうに思います。と申し上げますのは、この間、議会への説明の中でも、例えばあそこの地域には消防署が移転してきて仮設の庁舎ができるだとか、それから都市計画道路、桜街道の工事についての案内があるだとか、実際の事業はちょっと先ですけども、いずれにせよ、あそこの住民の皆さんからすると、いろいろな施設が集中してきて、交通渋滞のことなんかも含めて、ほんとうにそれぞれのそういう事業はきちんと回るんだろうかという不安を持っているというのが、今、現状でありますので、今、質問させていただきました。

以上です。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

○7番【中野志乃夫】 今回の予算に関してですけれども、まず廃プラ処理施設である資源物中間処理施設に関しては、現在、建設中とはいえ、いまだ周辺住民からは建設に納得できないといった反対の声が根強くあります。当初、その中間処理施設自身は、焼却炉の更新に当たって、ごみ減量を、まあ、大きく減らしていくということを目的に建設するという必要性を組合が述べていたと思います。

この間、その間の論議は、私もいろいろな形で質疑させてもらいましたけれども、残念ながら、今、組合側の答弁を受けても、結局は、そのごみ総量に関してはほとんど影響ないような形で結局建設をされることになっております。本来だったら、やはりそれであったら、各市が今までどおり民間委託をしてやっておけば同じ処理ができていた、今回のこれだけの莫大な予算もかけずに済んでいたということについて、これに関しての指摘もいまだ市民から多く寄せられているところがあります。

そういったことを鑑みても、まあ、今回のこの建設が進んでしまっているの、そう言ってもしょうがないとはいえ、やはりなかなか周辺の住民もいまだ納得していないということをまず踏まえなくちゃいけないと思っています。

また、新ごみ処理建設に関しても、今、性能発注方式も出されていますけれども、時期的に東京オリンピックの建設も絡んできてという話もあって、ただ私から言わせれば、東京オリンピックでの需要の高騰はほぼおさまっているはずで、必ずそういった何かのイベントのときに、建設費とか、資材高騰とか、人件費が高騰するというのがありますけれども、基本的には落ち着いていくは

ずなので、それらを踏まえた上で、この性能発注方式だと、競争原理がどこまでうまく働くのか大変疑問なところもありまして、多くの参入があれば、競争原理で金額が下がることも想定されますけれども、果たしてそれがいくのかどうかも甚だ疑問なところもあります。

また、本来であれば、もともとここのごみ焼却が既に中島町を前提に全て話が進んでおりますけれども、やはりこの間の経過とすれば、例えば武蔵野のやり方のように、もう一度、ほんとうに各3市の中で適当な場所はどうなのかという論議を十分進めて、その中で、武蔵野の場合もいろいろな箇所をやったけれども、最終的にはまた同じ場所という成果はありましたけれども、やはり周辺住民を巻き込んだ、最初から丁寧な、そういった建設方針、そのもとでやるべきではなかったか、そう感じております。

残念ながら、話だけがどんどん進んで、常に後から、議会の多数決で賛成多数ですからという形で話が進んでいるのは大変残念なことであります。そうしたことを鑑みても、今回の新年度予算に関しては、ごみの行政の重要性や必要性は十分認識しつつも、住民からいまだそういった、ほんとうに納得しがたいという意見が多くあることを鑑みて、予算には賛成しかねることを述べるものです。

以上です。

〇8番【森田真一】 それでは、31年度一般会計予算案、反対の立場で討論いたします。

先ほどの質問のところでも伺いましたけれども、土地借上料の増額分、周辺環境の整備の充実に充てるよう両市において配慮すると、この議会についてはそういう説明資料も文書ではいただいているわけですがけれども、議決の中でそれが具体的に担保されるような記述は当然ないわけでありまして、これは、私は反対の立場で、今、討論をしておりますけれども、せめて附帯決議ぐらいは

つけて各市に求めるということがあってもいいぐらいではないかというふうに
思います。

以上です。

○議長【関田貢】 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決につきましては議案ごとに行います。

最初に、議案第3号「平成31年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「平成31年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手多数。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 さとう 悦 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 森 田 真 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 鈴 木 明